

新潟県雪国型ZEH宣伝支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、県内において、本県
の特性に応じてネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）よりも高い性能を有する雪国
型ZEHの普及を加速させるため、雪国型ZEHビルダー・プランナーや広告事業者等が実
施する宣伝に係る費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、
その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規
則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ
による。

(1) 雪国型ZEH

別表1の基準を満たす住宅をいう。

(2) 補助対象事業

県内において雪国型ZEHを宣伝するためのものであって、次のいずれかに該当する
ものをいう。

ア 雪国型ZEHの広報に係るもの（各種広告媒体による広報、セミナー・イベントの
開催、チラシの作成）

イ 気密性能が未測定 of 住宅を雪国型ZEHとして宣伝するための気密性能試験

ウ その他、補助対象として適当と知事が認めるもの

(3) 補助対象者

補助対象事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 住宅の設計又は施工を行う者にあつては、雪国型ZEHビルダー・プランナー登録
制度に登録している者

イ 住宅の設計又は施工を行う者以外の者にあつては、県内に事業所を置く法人、
団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構
成員とする企業体であつて、次の(ア)～(キ)のいずれにも該当しない者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第
77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これ
らと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事
その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力
団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(エ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的
又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している
者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接

- 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(キ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付基準)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表に掲げるとおりとし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者ごとに各年度1回を限度とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別しておかなければならないこと。
- (6) 補助対象事業について、交付決定日以降に着手し、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること。

(交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請書に係る審査により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第7条 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額の30%以内の変更については、この限りではない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による報告は、知事から求められた場合に行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条前段の規定による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業が完了した日（第4条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合にあつては、補助金を概算払することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第5号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、規則第15条の規定のほか、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

【別表1】雪国型ZEH

項目	基準												
ZEH種類	『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Oriented ^{※1} のいずれかに該当するものであること												
断熱性能 (外皮性能UA値)	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:35%;">基本 G1^{※3} : ≤0.46</td> <td style="width:35%;">地域区分4^{※4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HEAT20^{※2} ≤0.48</td> <td>地域区分5^{※4}</td> </tr> <tr> <td>G1以上</td> <td>推奨 G2^{※3} : ≤0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>G3^{※3} : ≤0.23</td> <td></td> </tr> </table>		基本 G1 ^{※3} : ≤0.46	地域区分4 ^{※4}		HEAT20 ^{※2} ≤0.48	地域区分5 ^{※4}	G1以上	推奨 G2 ^{※3} : ≤0.34			G3 ^{※3} : ≤0.23	
	基本 G1 ^{※3} : ≤0.46	地域区分4 ^{※4}											
	HEAT20 ^{※2} ≤0.48	地域区分5 ^{※4}											
G1以上	推奨 G2 ^{※3} : ≤0.34												
	G3 ^{※3} : ≤0.23												
気密性能 (C値)	1.0以下												
太陽光発電設備	設置可能な場合は原則導入(PPAモデル(電力販売契約)等)による設置も可能)												

※1 『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Oriented :

ZEHフォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて(令和5年3月31日)」における「【参考資料2】戸建住宅におけるZEHの定義一覧表」による。

※2 HEAT20 : 一般社団法人20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会

※3 G1~G3 : HEAT20が提案する住宅シナリオを代表都市で実現するための断熱性能の水準

※4 地域区分4 : 小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村

地域区分5 : 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

【別表2】補助対象経費、補助率及び補助上限額

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
広報費	補助対象事業を行うために直接必要な以下の費用 広告制作委託費・配信委託費・掲載費、イベント・セミナー等開催費・出展費、チラシ等制作委託費・配布委託費、ホームページ等制作委託費・更新委託費、看板等制作委託費、動画制作委託費、放映委託費	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	500千円
気密性能試験費	測定委託費		